

不動産ビジネス専門家登録制度 のご案内



一般社団法人不動産ビジネス専門家協会

協会の設立趣旨・活動内容

当協会は、不動産ビジネスに関連する士業等の専門家の連携のもとに、不動産プレイヤー、不動産会社で働く人々等のニーズに適合したきめ細かい支援を実現することを通じて、我が国の不動産ビジネスの活性化及び健全な発展に寄与することを目的としております。

対外的活動

- (1) 事業者向けセミナー／研修
- (2) 従業者向けセミナー／研修
- (3) 消費者・投資家向けセミナー
- (4) 交流会(懇親会)、ネットワーキング
- (5) 資格認定制度(検定)
- (6) ニュースレター、ウェブサイト等による情報発信
- (7) 書籍、電子書籍の企画・出版

対内的活動

- (1) 登録専門家どうしの情報交換
 - (2) 登録専門家の勉強会
- ※協会全体での活動だけでなく、「分科会」による活動を推進する。
- (例) 不動産投資分科会
相続分科会
借地分科会
金商業分科会

不動産ビジネス専門家登録制度

対象

- (1) 宅地建物取引士、不動産鑑定士、弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、一級建築士、二級建築士、マンション管理士、海事代理士、又は中小企業診断士である者
- (2) 宅地建物取引業の免許を受けた個人又は免許を受けた法人の代表者
- (3) 前各号に類すると認められる者

役割

- 当協会が主催する講演会等への登壇
- 当協会ホームページ、ニュースレター等への寄稿
- 当協会の運営、広報等に関するサポート

特典

- 当協会主催セミナー、講演会等の参加費の割引
- 当協会HPへの登録専門家プロフィール及び登録専門家HPへのリンク掲載
- 登録専門家向け勉強会・研修・懇親会等への参加
- 登録専門家が主催又は登壇するセミナー等の告知を当協会HP及びニュースレターへ掲載

費用

年間登録料 10,000円(毎年10月1日～翌年9月30日まで)

登録要件と欠格事由

登録要件

登録専門家は、登録を受けるために、次の要件を備えていなければならない。

1. 当協会の趣旨をよく理解し、当協会の活動に主体的に協力する意思がある、我が国在住の個人であること
2. 不動産ビジネス又は不動産プレイヤーの支援に有益な専門知識又は実務経験を有すること
3. 当協会社員及び他の登録専門家と協調して当協会の活動を行う意識を有していること

欠格事由

次のいずれかの事由に該当する者は、登録専門家となることができない。

1. 成年被後見人若しくは保佐又破産者で復権を得ない者
2. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5. 宅地建物取引業法、金融商品取引法、弁護士法、公認会計士法、弁理士法、税理士法、司法書士法、土地家屋調査士法、行政書士法、社会保険労務士法、不動産の鑑定評価に関する法律、建築士法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、海事代理士法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
6. 第1条の2第1項第1号に掲げる資格又はこれらに類する資格につき除名、登録の消除、失格又はこれに類する懲戒処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から5年を経過しない者
7. 宅地建物取引業法第5条第1項第2号、第2号の3、第2号の3に該当する者
8. 第9条第6号又は第7号に基づき登録を消除された日から5年を経過しない者

登録手続

不動産ビジネス専門家登録を希望される方は、登録申請書及び必要書類を添付のうえ、当協会へご提出ください。
なお、登録を要件を満たさない方、欠格事由に該当する方、及び不動産ビジネス専門家登録制度実施規程に定める登録専門家の責務を果たさないおそれのある方については、登録が承認されない場合があります。

登録申請時にご提出頂く書類

- ・登録申請書(当協会指定書式) 1部
- ・誓約書(当協会指定書式) 1部
- ・個人情報の取扱いについて(当協会指定書式) 1部
- ・本人確認書類(写し)
- ・資格を有することを証する書類(写し)

※必要に応じて追加資料の提出、又は理事による面談を求めることがあります。

協会概要

名称

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会

所在

東京都千代田区神田東松下町28番地 小林ビル101
(不動産法務サポートオフィス行政書士事務所内)

役員

代表理事	中沢 誠
専務理事	入江 潤一
理事	田端 克行
理事	塩足 昌弘
理事	皆藤 一郎
理事	花光 慶尚
理事	石井 くるみ

URL

<http://www.fudosan-pro.biz>

メール

info@fudosan-pro.biz

アクセスマップ



JR山手線「神田」駅徒歩6分
東京メトロ銀座線「神田」駅徒歩4分
都営新宿線「岩本町」駅徒歩5分